

# 大阪府新型コロナウイルス感染症高齢者リハビリ・ケア病床体制確保協力金交付要綱

## (目的)

第1条 大阪府は、新型コロナウイルス感染者のうち、要介護高齢患者の受入促進や入院期間の短縮化を図るため、リハビリ対応や中等度以上の介護的ケアが可能な体制を整備する新型コロナウイルス感染症患者等の受入医療機関（以下、「受入医療機関」という。）に対し、報償として、高齢者リハビリ・ケア病床体制確保協力金（以下「協力金」という。）を交付するものとし、その交付については、この要綱の定めるところによる。

## (交付の要件)

第2条 知事は、次の（１）から（４）のいずれにも該当する受入医療機関に対し、協力金を交付するものとする。

- （１）大阪府内に所在する受入医療機関であること
- （２）新型コロナウイルス感染者のうち、介護保険法の要介護２以上に相当する要介護高齢者等（以下「対象患者」という。）に対して、リハビリ対応や中等度以上の介護的ケアが可能な体制を整備した高齢者リハビリ・ケア（専門職配置）病床（以下「高齢者リハビリ・ケア病床」という。）を10床以上確保する「新型コロナウイルス感染症患者等受入病床等にかかる申請書」及び「新型コロナウイルス感染症患者等の受入病床の運用に関する報告」を提出していること
- （３）理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護福祉士、精神保健福祉士（精神疾患患者対応病床に配置する場合に限る）（以下「専門職」という。）を高齢者リハビリ・ケア病床の運用病床10床あたり1名以上、専任として配置すること
- （４）次のイからハまでのいずれにも該当しない医療機関

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員若しくは大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第2条第4号に規定する暴力団密接関係者

ロ 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者

ハ 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者

## (交付額)

第3条 この協力金の交付額は、高齢者リハビリ・ケア病床の運用病床数に応じ、下表の第2欄の基準額に専門職を配置した月数を乗じた額とする。

2 上記に加え、リハビリ・介護に必要な物品を整備した場合は、下表の第3欄の加算額を追加して交付する。ただし、加算額の交付は受入医療機関あたり1回に限る。

1. 高齢者リハビリ・ケア病床の運用病床数 (専任として配置する専門職の最低人数)	2. 基準額	3. 加算額
10床以上20床未満(1名)	200,000円	200,000円
20床以上30床未満(2名)	400,000円	400,000円
30床以上40床未満(3名)	600,000円	600,000円
40床以上50床未満(4名)	800,000円	800,000円
50床以上(5名)	1,000,000円	1,000,000円

(協力金の交付の申請)

第4条 協力金の交付の申請をしようとする受入医療機関は、知事に対し、交付申請書(様式第1号)(以下、「申請書」という。)をその定める期日までに提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

- (1) 様式第1号別紙 高齢者リハビリ・ケア病床体制確保状況について
- (2) 様式第1-2号 要件確認申立書
- (3) 様式第1-3号 暴力団等審査情報
- (4) 様式第1-4号 口座振替依頼書
- (5) その他知事が必要と認める書類

3 知事は、患者の入院受入に関する状況を確認するため、申請をしようとする受入医療機関から必要な報告又は書類の提出を求めることができるものとする。

(協力金の交付の決定)

第5条 知事は、協力金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等により当該申請の内容を審査し、協力金を交付すべきものと認めたときは、協力金の交付の決定をするものとする。

2 知事は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、協力金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて協力金の交付の決定をするものとする。

(協力金の交付の条件)

第6条 知事は、協力金の交付の目的を達成するため、次の(1)から(2)に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 協力金の交付を受けた受入医療機関に対し必要があるときは、報告又は関係書類の提出を求め、又はその職員に実地に立ち入り、運営の状況若しくは帳簿、書類その他協力金の交付に係るのある物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- (2) 協力金の交付を受けた受入医療機関は、高齢者リハビリ・ケア病床体制確保に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを対象期間における高齢者リハビリ・ケア病床体制確保の完了後10年間保管しておかななければならない。ただし、当該受入医療機関が地方公共団体以外の場合は、高齢者リハビリ・ケア病床体制確保に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を対象期間における病床の確保の完了後10年間保管しておかななければならない。

(協力金の交付の決定の通知等)

第7条 知事は、協力金の交付を決定したときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を、協力金の交付の申請をした受入医療機関に通知するものとする。

2 知事は、前項の規程により交付の決定の通知をしたときは、申請した受入医療機関から提出のあった第4条第2項(4)の書類に記載された金融機関の口座に、口座振替により、速やかに協力金を交付する。

(協力金交付の申請の取下げ)

第8条 この協力金の交付を申請した受入医療機関は、当該申請をした日から起算して10日以内に限り当該申請書を取り下げることができる。

2 前項の規程による取下げがあったときは、既に当該申請に係る協力金の交付の決定がなされていた場合、当該交付の決定はなかったものとみなす。

(事情変更による決定の取消し)

第9条 知事は、協力金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、協力金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更するものとする。

2 第7条第1項の規程は、第1項の取消し又は変更をした場合について準用する。

(高齢者リハビリ・ケア病床の運用)

第10条 協力金の交付の決定を受ける受入医療機関は、法令、条例及び規則（以下「法令等」という。）の定め並びに協力金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令等に基づく知事の処分に従い、善良な管理者の注意をもって高齢者リハビリ・ケア病床の運用を行わなければならない。

(状況報告)

第11条 協力金の交付の決定を受けた受入医療機関は、知事の請求に基づき、高齢者リハビリ・ケア病床体制確保の状況に関し、知事に報告しなければならない。

(決定の取消し)

第12条 知事は、協力金の交付の決定を受けた受入医療機関が、次の（1）から（4）までのいずれかに該当するときは、協力金の交付の決定を取り消すものとする。

（1）協力金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき。

（2）第2条（4）イからハまでのいずれかに該当することとなったとき又は第4条第1項の申請をしたときに第2条（4）イからハまでのいずれかに該当していたことが判明したとき。

（3）第2条（4）ロ及びハに掲げる者と同等以上の重大な不正行為をしたと知事が認めるとき。

（4）第4条の規程により提出した書類に記載された内容に虚偽が判明したとき。

2 第7条第1項の規程は、前項の規程による取消しをした場合について準用する。

(協力金の返還)

第13条 知事は、協力金の交付の決定を取り消した場合において、既に協力金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 前項の協力金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とする。

(延滞金)

第14条 協力金の交付を受けた受入医療機関は、協力金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を府に納付しなければならない。

2 前項の規程に定める延滞金の額の計算につきこれらの規程に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

3 知事は、第1項の規程による延滞金について、やむを得ない事情があると認めるときは、当該受入医療機関の申請に基づき、当該延滞金の全部又は一部を免除するものとする。

(電子情報処理組織の使用)

第15条 第4条に掲げる協力金の申請は、その規定にかかわらず、電子情報処理組織（知事の使用に係る電子計算機と当該申請又は届出を行おうとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行うことができる。また、その申請は、申請書及びその他知事が必要と認める書類により行われたものとみなし

て、この要綱の規定を適用する。

- 2 前項の規定により行われた申請は、同項の知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされたときに知事に到達したものとみなす。

#### 附 則

この要綱は、令和4年6月30日から施行し、令和4年6月1日から適用する。